

竹原市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年6月版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

竹原市内の事業所が、他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、竹原市外の事業所が竹原市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、竹原市の基準等により、竹原市のサービスコード及び地域単価（竹原市地域区分「その他」）を使用します。

訪問型サービス

1 竹原市指定相当訪問型サービス(独自)サービスコード表 （サービス種類コードA2）

竹原市の第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）の指定を受けた事業所が使用します。

通所型サービス

2 竹原市指定相当通所型サービス(独自)サービスコード表 （サービス種類コードA6）

竹原市の第1号通所事業（指定相当通所型サービス）の指定を受けた事業所が使用します。

介護予防ケアマネジメント

3 竹原市介護予防ケアマネジメントサービスコード表 （サービス種類コードAF）

介護予防ケアマネジメント費（事業対象者・要支援者）を請求する際に使用します。

1 竹原市指定相当訪問型サービス(独自) サービスコード表

竹原市の第1号訪問事業(指定相当訪問型サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位										
種類	項目																	
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176単位	1,176	1月につき										
A2	2111	訪問型サービス11日割		1176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき										
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349	1月につき										
A2	2211	訪問型サービス12日割			2349単位	日割の場合	77単位	77	1日につき									
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727	1月につき										
A2	2321	訪問型サービス13日割			3727単位	日割の場合	123単位	123	1日につき									
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき										
A2	2511	訪問型サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179											
A2	2621	訪問型サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220											
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163											
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	△ 12	1月につき										
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき										
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	△ 23	1月につき										
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき									
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	△ 37	1月につき										
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき									
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	△ 3	1回につき									
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		△ 2								
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	△ 2										
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	△ 2										
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算	1月につき										
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算											
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算											
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の15%加算											
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の15%加算	1日につき										
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数					所定単位数の15%加算	1回につき										
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の10%加算	1月につき										
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の10%加算	1日につき										
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の10%加算	1回につき										
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算	1月につき										
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5%加算	1日につき										
A3	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5%加算	1回につき										
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき									
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	100										
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200										
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき									
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の245/1000加算		1月につき									
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224/1000加算											
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182/1000加算											
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145/1000加算											
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)1	所定単位数の221/1000加算												
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)2	所定単位数の208/1000加算											
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3					(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)3	所定単位数の200/1000加算										
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4						(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)4		所定単位数の187/1000加算								
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5								(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)5	所定単位数の184/1000加算							
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6									(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)6	所定単位数の163/1000加算						
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7										(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)7	所定単位数の163/1000加算					
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8											(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)8	所定単位数の158/1000加算				
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9												(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)9	所定単位数の142/1000加算			
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10													(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)10	所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)11	所定単位数の121/1000加算														
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)12	所定単位数の118/1000加算													
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)13	所定単位数の100/1000加算												
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)14	所定単位数の76/1000加算											

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等居住者サービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

2 竹原市指定相当通所型サービス(独自) サービスコード表

竹原市の第1号通所事業(指定相当通所型サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者 要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者 要支援1※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	1回につき
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者 要支援2※1月の中で全部で8回まで		447単位	447	
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援1	18単位減算	△ 18	1月につき
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者 要支援2	36単位減算	△ 36	1月につき	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき
A6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者 要支援1		4単位減算	△ 4	1回につき
A6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者 要支援2		4単位減算	△ 4	
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援1	18単位減算	△ 18	1月につき
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		事業対象者 要支援2	36単位減算	△ 36	1月につき	
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	△ 1	1日につき
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者 要支援1		4単位減算	△ 4	1回につき
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22		事業対象者 要支援2		4単位減算	△ 4	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援1	376単位減算	△ 376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者 要支援2	752単位減算	△ 752	
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3			94単位減算	△ 94	1回につき	
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	△ 47	片道につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者 要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者 要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1			事業対象者 要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者 要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1			事業対象者 要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者 要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	通所型サービス処遇改善加Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)1	所定単位数の81/1000加算		
A6	6382	通所型サービス処遇改善加Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)2	所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型サービス処遇改善加Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)3	所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型サービス処遇改善加Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)4	所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型サービス処遇改善加Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)5	所定単位数の65/1000加算		
A6	6386	通所型サービス処遇改善加Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)6	所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型サービス処遇改善加Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)7	所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型サービス処遇改善加Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)8	所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型サービス処遇改善加Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)9	所定単位数の54/1000加算		
A6	6390	通所型サービス処遇改善加Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)10	所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型サービス処遇改善加Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)11	所定単位数の53/1000加算		
A6	6392	通所型サービス処遇改善加Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)12	所定単位数の43/1000加算		
A6	6393	通所型サービス処遇改善加Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)13	所定単位数の44/1000加算		
A6	6394	通所型サービス処遇改善加Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)14		所定単位数の33/1000加算			

同一建物減算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等居住者サービス提供加算、サービス提供体制加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者、要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者、要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者、要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22・人欠		事業対象者、要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

3 竹原市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

介護予防ケアマネジメント費を、国保連を経由して請求する際に使用します。

サービスコード		サービス内容略称			合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費A	事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	442単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメントA(短期集中C)	介護予防ケアマネジメント費A(短期集中C)	事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	442単位	
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	初回加算		300単位加算	
AF	6132	委託連携加算	委託連携加算		300単位加算	
AF	3211	介護予防ケアマネジメントA (高齢者虐待防止措置未実施減算)			4単位減算	
AF	4211	介護予防ケアマネジメントA (高齢者虐待防止措置＋計画未策定減算)			8単位減算	
AF	5211	介護予防ケアマネジメントA (業務継続計画未策定減算)			4単位減算	
AF	1001	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費C	事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	742単位	

(注意) 予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード(種類46)」を使用します。